

随意契約理由書

件名	物価高対応子育て応援手当支給関連業務
契約の相手方	株式会社 パソナ 関西パブリック事業部
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>当事業は物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するための臨時的追加業務である。</p> <p>また、当事業は児童手当制度を利用した給付業務である。</p> <p>株式会社パソナは、平成29年10月1日より現在まで児童手当の窓口業務を長期継続契約として受託しており、現場の状況に精通し経験・知識を有するものに委託することにより円滑・適切な履行が確保されるとともに、履行期間の短縮及び経費の節減が見込まれる。上記理由より豊中市随意契約ガイドラインに則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するもの。</p>
備考	